

○松野町電子契約実施規程

令和6年8月19日

告示第63号

(趣旨)

第1条 この規程は、松野町が行う電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 電子契約サービスを利用した契約の締結をいう。
- (2) サービス提供事業者 電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (3) 電子契約サービス サービス提供事業者が町及び契約の相手方の指示を受けてサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型(立会人型)電子契約サービスをいう。
- (4) 電子契約書 契約書に記載すべき事項を記録した、法令に定める措置を講じた電磁的記録をいう。
- (5) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (6) タイムスタンプ サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。
- (7) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (8) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- (9) 承認者 電子契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認し承認する者をいう。
- (10) 管理者 電子契約サービスの運用及び管理を行う者をいう。
- (11) 担当者 契約手続の実務を主に行う者をいう。

(電子契約サービスの利用範囲)

第3条 電子契約サービスは、町が締結する電子契約に利用するものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法令等の定めにより書面で行うべきとされている契約
- (2) 契約期間に保存期間を加えた期間が10年を超える契約
- (3) 自動更新条項付契約
- (4) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(承認者の設置)

第4条 各課等に承認者を置き、課長等又は課長等が指定する者をもってこれに充てる。

(管理者の設置)

第5条 総務課に管理者を置き、総務課長をもってこれに充てる。

2 管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスの利用可能な状態の維持
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理
- (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項

(アカウントの取扱い)

第6条 アカウントは、管理者が設定し、各課等に付与する。

2 アカウントの変更は、管理者が行うものとする。

3 パスワードの設定及び変更は、管理者が行うものとする。

4 アカウントの取扱いは、職員が適正に行わなければならない。

5 職員は、パスワードを他者に知られないように厳重に管理しなければならない。

(事故報告)

第7条 パスワードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(電子契約の意思確認)

第8条 担当者は、契約の相手方に対し、電子契約による契約締結の意思があることを確認するものとする。

2 担当者は、契約の相手方から電子契約による契約締結について同意を得た場合、契約の相手方から電子契約利用申出書(別記様式)により、電子契約による契約締結の同意及び契約の相手方の指定する電子メールアドレスの報告を受けることとする。

(電子契約の手続)

第9条 担当者は、次の手順で電子契約手続を実施する。

- (1) 管理者から付与されたアカウントにより、電子契約サービスにログインする。
- (2) PDF ファイル形式に変換した決裁済みの契約書一式をアップロードする。
- (3) 書類情報、契約の相手方の詳細情報等を入力し、電子契約書の送信順等の設定を行い、送信する。

2 前項第3号の送信順は、原則として、担当者、契約の相手方、承認者の順序とする。

3 契約相手方のメールアドレス、氏名及び会社名は、提出された電子契約利用

申出書を基に入力するものとする。

(契約の締結)

第10条 承認者が電子契約を確認し、及び同意することにより、タイムスタンプを付与するものとする。

2 前項のタイムスタンプが付与されることをもって、電子契約が締結されるものとする。

(契約内容の修正)

第11条 担当者は、契約書の内容の修正(誤字又は語句の修正、条文の削除等)が生じた場合は、新たな契約書一式及び修正・取消事項等を記載した覚書を電子契約サービスにアップロードし、電子契約手続を行う。なお、修正前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(変更契約)

第12条 担当者は、締結した電子契約書に変更の必要が生じた場合は、変更契約書についても電子契約によることができる。なお、変更前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(契約の解約又は契約の解除)

第13条 担当者は、契約が解約又は解除となった場合は、その旨を電子契約書の書類情報に記録する。なお、解約前又は解除前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(電子契約書の保存)

第14条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

2 電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する等、前項の規定による保存以外の保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令等の規定に違反する場合には、この限りでない。

附 則

この規程は、令和6年8月19日から施行する。

別記様式（第8条関係）

年 月 日

松野町長 様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

電子契約利用申出書

松野町と電子契約サービスを利用して、契約を締結することに同意します。
なお、電子契約サービスで利用するメールアドレスは、次のとおりです。

案 件 名	
-------	--

【契約締結権限者】※必須

役 職	
氏 名	
メールアドレス	

【契約担当者】※任意

役 職	
氏 名	
メールアドレス	

【留意事項】

- ※電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。
- ※メールアドレスは誤りのないよう、十分ご確認ください。
- ※契約締結権限者は、必ずしも社内規定等における最終決裁権者でなくて構いません。
飽くまで電子契約サービスにより、電子契約を締結する際の最終的な承認者を設定してください。
- ※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者が PDF ファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等